

Title	「上代の土地制度」, 今宮新著
Sub Title	
Author	志水, 正司(Shimizu, Masaji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1957
Jtitle	史学 Vol.30, No.3 (1957. 12) ,p.141(409)- 145(413)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19571200-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評

今宮新著「上代の土地制度」

今宮新先生の前著「班田收授制の研究」が公刊されたのは昭和十九年六月であり、恰も太平洋戦争末期において米國の熾烈な反攻の前に敗戦の色ようやく濃く、國內は異常な心理的亢進と動搖の渦中にあるときであつた。従つてこの地道な研究が一部の學者の注目をうけながらも、どれだけ廣く深く讀まれたことであらうか。しかし、戦後における學問の復興、特に史學の隆盛にあつて、この本格的な實證的研究が認められぬ筈はなかつた。多くの歴史家はこの勞作を利用して立論し、またその間から次第に疑問や批判の聲も聽かれるようになって來たのである。こうしたときに當つて、新研究の成果をとりいれて、またより廣い讀者層の要請に應えるため、新たに「上代の土地制度」を著して公刊せられたのは極めて有意義のことと思われる。

本書の題名は上代の土地制度であるが、その中心的内容をなすものは、大化改新によつて制定され、奈良時代を通じて平安朝頭まで施行された班田收授制の研究である。その内容構成をみるに次のようになつてゐる。

一、序説

二、班田收授制度の成立

三、班田收授制の内容

四、班田收授制と均田制

五、班田收授制と土地公有制

六、條里制

七、奈良時代以前における班田制の實施

八、奈良時代における班田制の實施

九、班田收授制崩壞の原因

一〇、班田收授制崩壞の對策

一一、班田收授制の崩壞(一)——畿内——

一二、班田收授制の崩壞(二)——畿外——

一三、最後の班田制施行について

以下各章の内容を簡単に記すと、まず「序説」においては、わが國の班田收授制の母法とみられる古代中國の土地制度、特に唐の均田制について概説し、この制度の内容、實施の程度、また崩壞の原因などの諸問題は、わが國の場合とも相通する點が多く、参考とすべきことを説いておられる。

「班田收授制の成立」では、大化改新の眼目である、大化以前の社會において大なる弊害をなした貴族豪族による土地人民の私有を廢して公地公民主義を實現するために、班田收授制が制定施

行されたことを述べられている。たゞ大化當初の班田收授制の内容及び實施については書紀等の現存する記録が斷片的で不完全なものであり十分これを知ることが出来ない。著者はここで、「しかし土地の公有を實施するためには、これをいかに分配して耕作するかが重大なる問題であつて、これを解決する方法として班田收授制が採用されたのであるから、大化當時においてこの制度の内容が、現在記録に残つてゐる程度のものであつたとは考えられないのであつて、相當の程度に、その内容が整つていたものと見るのが至當だと思ふ。」との見解を表示しておられる。

「班田收授制の内容」は、令義解及び令集解によつて養老田令におけるその規定内容を述べたものである。

「班田收授制と均田制」は、シナの均田制との比較によつてわが國の班田收授制の特質を明かにしたものである。概して均田制は勞働力及び納稅力に應じて給田するといういわゆる經濟的目的が主であつたと考えられるが、そこにもまた社會政策的要素の存したこともうかがえるのであつて、特に唐の制度にはその傾向が強いと言われている。しかしこれに較べるに、わが國の班田制は唐制よりもさらに社會政策的要素が濃厚であつたことを指摘される。要するに北魏・北齊・唐等の均田制を範としながらも、わが國の班田收授制はまた獨特の立法精神によつて制定されてゐることを論證しておられる。

「班田收授制と土地公有制」は、中田薫博士らのいわゆる土地私有主義學說に對する疑問を述べ批判したものである。即ち(一)私有學說が外的標識とされる「私」「物」等の語は、その實際から見ると動産の場合、不動産における倉屋等の場合、園地・宅地・私墾田の場合、口分田・位田・職分田・賜田等の場合において種々異つた内容を有していたこと、(二)しかして園宅地などに對する權利とても現在の絶對無限的私有權と同一であるとは認め得ないのであつて、ましてそれよりも更にその權利内容の薄弱である口分田以下の諸田の田主權を一種の私有權とみることは困難であろう。(三)國家は口分田以下の土地を監督し、またこれを回收する強力な權利を保留していたのであつて、私有學說はこの點を閑却してゐるように思われる。(四)私有學說は、律令時代の土地制度の成立についての史的考察、または班田收授制の立法精神についての考察が十分でないと思われる等を擧げて批判せられ、當時は土地公有主義が原則であつたとする説に賛意を表しておられる。歴史家の立場からの反論としてすこぶる傾聴すべきものと思われる。

「條里制」は、班田收授制と密接な關係のある條里制について述べたものである。まず條里の地割について説明し、その起源については竹内理三氏の業績を紹介され、またこれを批判する田村吉永氏説と、竹内説に有利な材料を提供する谷岡武雄氏説とを擧

げて、今後各地域の實證的な研究をつみかさねて行くことの必要を説いておられる。これに關連して田積の問題に言及され、大寶令の規定にも「代」の制度に基づく所謂前租法が相當の役割を果していることを指摘して、従つて淨御原令が制定されるまで代の田積法が引きつゞき行われていた可能性が十分あることになるから、改新の詔の「凡田、長卅歩、廣十二歩爲段、十段爲町」との記事が、假に大化當時のものであるとしても、それが當時どれだけ實施されたか甚だ疑わしいと述べられているのは興味深い提言といふべきであろう。

「奈良時代以前における班田制の實施」では、まず、班田收授制の實施が一般民の耕地を全面的に收公したか否かはいまだ明らかにし得ないけれども、大化改新の目的が、大土地私有の廢止にあつたことを思えば、屯倉・田庄などの私有地の收公の行われたらうこと、またこれを口分田として一般民に班給するに際して、個人を對象とするけれども實際には戸主を通じてなされ、その場合いわゆる郷土の法が重視されたらうこと等を考察され、續いて奈良時代以前における班田の實施を問題として、數回に亘り、次第にかなり遠隔の地方にまで施行されたらうと思われるが、記録の乏しいために、その施行の範圍及び時期などを十分明らかにし得ないことを述べておられる。

「奈良時代における班田制の實施」は、初期に於ける實施、中

期における實施、後期における實施の各項において、その間十回余の班田の施行を一つ一つ極めて入念に檢證されたものであるが、また、これに密接關連する養老七年の三世一身法、天平十五年の永世私有令、天平神護元年の開墾禁止令、寶龜三年の開墾許可令などの公布について、その背後にそれぞれ貴族間の政權抗争における政略的な意圖が働いていたことを指摘しておられるのは、深い洞察といふべきであろう。即ち、それらは、それぞれ、長屋王が貴族らの土地私有慾を或る點満足させて味方に引入れるための、橘氏が同じく貴族達の意を迎えて自己の勢力を維持發展させるための、道鏡が貴族の經濟力の發展を阻止するための、藤原氏の勢力を増大するための政治的策略に關連するものであつたらうと述べておられる。墾田の問題を廣い政治史的視野において論じられている點卓見といふべく、この著者の功績の一つに數えられるものであらう。

「班田收授制崩壞の原因」は、土地よりの考察、制度よりの考察、人よりの考察というように諸方面から班田制を崩壞せしめた原因を分析的に考察したものであり、人口と土地との不釣合によつて生ずる不公平、土地の肥瘠より生ずる不公平、戸籍作成の困難、班田手續の煩雜、地方官の不正、貴族・寺社などの土地兼併、農民の口分田の詐取・放棄などを擧げて説明されているが、更に班田制の崩壞はこの制度を含む律令體制全體の崩壞と關連してい

ることを述べておられる。

「班田收授制崩壞の對策」は、口分田の不足に對する對策として開墾の獎勵、下田・陸田などの班給および隱田の檢出、口分田面積の變更を、更に班田制の改變による對策として班田年度の改變、班田手續の簡易化を擧げて考察されている。しかし、それらの對策はいずれも事態進捗の前に當座の便宜的處置として出されたものというべく、頽廢を抜本的に解決する對策ではなかつた。むしろ、墾田獎勵の如きはその目的を達し得なかつたばかりでなく、却つて土地の私有及び兼併の原因となり、遂には公地の減少を來さしめて班田制崩壞の重大な原因ともなつたことを述べておられる。

「班田收授制の崩壞(一)・(二)」は、平安時代における班田制の實施の跡を辿りながらその崩壞過程をのべたものである。平安時代の初期には光仁・桓武朝の肅正政治が行われて、班田制も相當の勵行をみたが、時代の下降につれて停滯・頽廢をきたした。この頃になると畿内と畿外諸國とは班田制の施行狀態に次第に差異を生じて、前者において班田制がすでに廢絶に瀕していたときにも、後者においては意外にこれが施行されていた證據の認められることを述べておられる。

「最後の班田制施行について」では、醍醐天皇の延喜二年に頽廢した班田制を施行すべく最後の努力がなされたこと、從來この

班田施行令は全く空文であつたと言われて來たが、このとき伊勢・伊賀等の國では班田が行われた形跡が認められること、しかしこれを最後として以來班田制施行の史料は全く姿を没してしまふことが述べられている。

以上は各章の内容を筆の赴くまゝ概略示したものであるが、要するに班田收授制の成立、施行狀態、崩壞の原因及び過程等の全般に亘つて解明論述した、この制度に關する研究の最も集約大成された著述ということが出來よう。

しかし、これを前著の「班田收授制の研究」と比較するに、「古代に於ける耕地所有の諸問題」が削除されて新に「條里制」の章が加えられていることを知る。未だ推測の域を脱していない前者に換えて、最近においてとくに研究の深まつた後者を加えられた意圖は、書名の變更をも考え合わせて一應首肯されるであろう。しかし、大化前代における土地所有形態の問題は、班田制施行の前提として極めて重要な意味を有つものであり、また條里制の起源の問題もこれと無關係ではないのであつて、條里制の章の新設と共に該章も保留して欲しかつたように思われる。更に前著と較べるに、隨所にその後の新研究が攝取せられ、また著者の見解が述べられている。その一二を擧げてみれば、大寶二年籍の口分田額について淨御原令に基づくものとする虎尾俊哉氏の新説を紹介せられている點、最近活潑に論議されている奈良時代におけ

る造籍と班田の年次に關する研究がとりあげられている點、墾田關係法令と奈良朝政治史との關連が極めて具體的に述べられていることなどがその顯著な例であろう。もつとも最後に擧げた例については、既に同じ著者の「東西史稿」(昭和十九年三月)に詳しく述べられており、今度本書に採用編入されたものである。私見によれば、奈良朝政治史を考察する一のよりどころが故喜田貞吉博士の帝都變遷論にあるとすれば、今一つの準據はこの著者の指摘された墾田に關わる土地政策の推轉に求めらるべきものと思われる。戦後に發表された竹内理三氏の「八世紀における大伴的と藤原的」(律令制と貴族政權―所收)もまた同じ視點に立つたものと言ふことが出來よう。敢えてこの點を特筆する所以である。全般に亘りその論述は極めて精緻周到な實證によつて貫かれ、些かもこれを乖離することなく、最も適切穩當の説が陳べられている。この意味において上代の土地制度、特に班田收授制を理解する恰好の入門書であると共に、古代史研究者にとつても座右に置いて利用すべき重寶ということが出來よう。ただ惜しむらくは僅かながら誤植が認められる。再版では是非改めて欲しいと思う。終りに臨んで紹介が偏見に墮して本書の眞價を傷けることをおそれる。著者及び讀者に對して御諒恕を乞ひつゝ、蕪筆を擱く次第である。(日本歴史新書・至文堂刊、B6判、二二七頁)

—志水正司—

G. A. Holmes
The Estates of the Higher Nobility
in XIV Century England
(in "Cambridge Studies in Economic History"
Camb. 1957)

中世後期の歴史は Thomas of Lancaster, Hugh Despenser, Roger Mortimer, John of Gaunt の如き大諸侯を考慮に容れることなくしては充分に理解し得ないと言つてもよいであらう。しかしこのためには、彼等の勢力の根源が何であつたかが問はなければならない筈である。しかるにこの重要な課題は尙充分に意識されてゐなかつたかに見受けられる。と言ふのは、大所領の研究は、最近經濟史家の好んで取上げる所であるが、それは概ね教會關係所領經營の問題であつて、世俗諸侯の夫は殆んど皆無と言つて良い。十四世紀の世俗諸侯の所領經營を取上げたものとしては Somerville の History of the Duchy of Lancaster (Vol. I) (1953) があるのみである。Round, Stenton, Denholm Young の研究は十三世紀を中心として居り、十四世紀以降の現象に關する所が少いのである。この盲點を補ふべきものとして現